

# 令和2年度公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査要項

## 第1 目的

この調査は、健康増進法第25条に定める受動喫煙防止対策を推進するため、県内の公共施設等における受動喫煙防止対策の現状を明らかにし、県内の受動喫煙防止対策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

## 第2 調査対象施設

令和2年5月1日現在現存する次の施設を調査対象とする。

- 1 福島県が管理する公共施設  
(知事部局・県警本部・教育庁・議会事務局・病院局・企業局の所管する施設)
- 2 県内の市町村が管理する公共施設
- 3 県内の学校教育法第1条に定める学校  
(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、  
大学及び高等専門学校)
- 4 対象施設の考え方  
「福島県及び市町村が管理する公共施設」の考え方は、次のとおりとする。
  - (1) 県・市町村が所有権を有している施設を対象とする。
  - (2) 県・市町村が管理する施設を対象とする。
  - (3) 人が常駐する施設のみを対象とする。
  - (4) 複数の管理者がいる建物の場合、占有部分のみを対象とする。
  - (5) 公営住宅など人の居住の用に供する施設は除く。
  - (6) 公園など屋内の部分を持たない施設は除く

## 第3 調査方法等

- 1 調査方法  
施設管理者または代理者が質問紙調査票に記入または入力する質問紙法による。
- 2 調査実施系統  
別記1(P3)の系統のとおり調査を実施する。

## 第4 調査実施期間

令和2年7月1日～7月31日

## 第5 調査時点と調査項目

令和2年5月1日時点の次の項目について調査する。

- 1 施設区分に関する事項(禁煙の区分及び定義は別記2(P3)のとおり)
- 2 特定屋外喫煙所及び喫煙室の設置箇所に関する事項
- 3 特定屋外喫煙所及び喫煙室を設置している理由に関する事項

## 第6 調査結果の公表

調査の目的を踏まえ、以下の事項について調査結果を福島県ホームページに掲載し公表する。

### 1 受動喫煙防止状況（集計結果）

- (1) 県・市町村の公共施設（学校教育法第1条に定める学校を含む）
- (2) 県・市町村の公共施設（学校教育法第1条に定める学校を除く）
- (3) 学校教育法第1条に定める学校
- (4) 県の公共施設【施設分類別】（学校教育法第1条に定める学校を除く）
- (5) 市町村の公共施設【施設分類別】（学校教育法第1条に定める学校を除く）
- (6) 学校教育法第一条に定める学校【施設分類別】
- (7) 市町村の公共施設【市町村別】
- (8) 県の公共施設【部局別】

### 2 特定屋外喫煙所及び喫煙室の設置箇所（集計結果）

- (1) 県・市町村の公共施設（学校教育法第1条に定める学校を含む）
- (2) 県・市町村の公共施設（学校教育法第1条に定める学校を除く）
- (3) 学校教育法第1条に定める学校
- (4) 県の公共施設【施設分類別】（学校教育法第1条に定める学校を除く）
- (5) 市町村の公共施設【施設分類別】（学校教育法第1条に定める学校を除く）
- (6) 学校教育法第一条に定める学校【施設分類別】
- (7) 市町村の公共施設【市町村別】
- (8) 県の公共施設【部局別】

### 3 喫煙室（喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室）を設置している理由（集計結果）

- (1) 県・市町村の公共施設（学校教育法第1条に定める学校を除く）
- (2) 県の公共施設【施設分類別】（学校教育法第1条に定める学校を除く）
- (3) 市町村の公共施設【施設分類別】（学校教育法第1条に定める学校を除く）

### 4 特定屋外喫煙所を設置している理由（集計結果）

- (1) 県の公共施設【施設分類別】（学校教育法第1条に定める学校を除く）
- (2) 市町村の公共施設【施設分類別】（学校教育法第1条に定める学校を除く）
- (3) 学校教育法第1条に定める学校
- (4) 学校教育法第一条に定める学校【施設分類別】

### 5 調査対象施設の結果一覧（公表に同意の得られた施設のみ）

施設名、受動喫煙防止状況、特定屋外喫煙所及び喫煙室の設置カ所、特定屋外喫煙所及び喫煙室の設置理由

## 第7 その他

この要項に定めることのほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和2年6月25日から施行する

## 別記 1 調査実施系統

### 1 福島県所有施設の場合

依頼	県健康づくり推進課→各部(局)・教育庁・県警本部等→各所管課(室)等→対象施設
回答	対象施設→各所管課(室)→各部(局)・教育庁・県警本部→県健康づくり推進課

### 2 市町村所有施設の場合(学校教育法第1条に定める学校は除く)

依頼	県健康づくり推進課→各市町村(受動喫煙防止担当課)→所管各部・課(室)→対象施設
回答	対象施設→施設所管各部・課(室)→各市町村(受動喫煙防止担当課)→各保健福祉事務所→県健康づくり推進課

### 3 学校教育法第1条に定める学校

国立 学校	幼稚園、小学校、中学校 大学、高等専門学校	依頼	県健康づくり推進課→対象施設
		回答	対象施設→県健康づくり推進課
公立 学校	県立大学	依頼	県健康づくり推進課→(県私学・法人課経由)→対象施設
		回答	対象施設→県健康づくり推進課
	幼稚園、小学校、中学校 義務教育学校	依頼	県健康づくり推進課→教育庁→市町村教育委員会→対象施設
		回答	対象施設→市町村教育委員会→教育庁→県健康づくり推進課
	県立高等学校 県立特別支援学校	依頼	県健康づくり推進課→教育庁→対象施設
		回答	対象施設→教育庁→県健康づくり推進課
私立 学校	幼稚園、こども園(幼稚園型) 小学校、中学校、高等学校	依頼	県健康づくり推進課→(県私学・法人課経由)→対象施設
		回答	対象施設→県健康づくり推進課
	大学	依頼	県健康づくり推進課→対象施設
		回答	対象施設→県健康づくり推進課
公立 私立	こども園(幼保連携型)	依頼	県健康づくり推進課→(県子育て支援課経由)→市町村所管課→対象施設
		回答	対象施設→県健康づくり推進課

## 別記2 禁煙の区分及び定義

※30年度調査より「施設内禁煙」を「屋内禁煙」に表記を改めている。

調査区分	定義	改正健康増進法での位置づけ
敷地内禁煙	敷地内・屋内ともに喫煙が不可能である。(特定屋外喫煙所及び喫煙室を敷地内に設置していない。)	第一種施設 (特定屋外喫煙所の設置なし)
屋内禁煙	屋内のみ喫煙が不可能である。(喫煙所を設置し、敷地内及び屋上での喫煙は可能。) ※敷地内に特定屋外喫煙場所を設置している場合は屋内禁煙に該当。	①第一種施設 (特定屋外喫煙所の設置あり) ②第二種施設 (喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室の設置なし)
分煙	以下の5つの条件をすべて満たす施設 (1) 屋内に喫煙室を設置している。 (2) 喫煙室は壁や天井等により区画されている。 (3) 喫煙室内にたばこの煙を屋外へ排出する機器を設置している(換気扇等)。 (4) 喫煙室との出入口において、喫煙室へ向かう空気の流れを0.2m/s以上確保している。 (5) 喫煙室及び喫煙室設置施設の入口に標識が掲示されている。	第二種施設 (喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室の設置あり)